

## 茨木市各戸検針及び各戸水道料金等徴収取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市水道事業給水条例（昭和35年茨木市条例第3号。以下「条例」という。）及び茨木市水道事業給水条例施行規程（平成10年茨木市水道事業管理規程第1号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、各戸検針及び各戸水道料金等徴収及び承認の取扱いについて定めるものとする。

(その他管理者が必要と認めた建造物等)

第2 条例第24条第2項第5号のその他管理者が必要と認めた建造物等は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立した生計若しくは事業を営む住居、店舗、事務所等が混在するもの
- (2) 同一敷地内に家主の住居と借家人の住居が存在するもの
- (3) 同一敷地内に工場や倉庫と社宅や寮が混在するもの

(適用除外)

第3 次に掲げる建造物等については、この要綱を適用しない。

- (1) 官公署、学校、病院、倉庫、福祉施設及びターミナルビル
- (2) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第5条に規定する施設。ただし、中央卸売市場の施設を除く。
- (3) 旧大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和49年法律第109号）の適用を受けて設置された店舗
- (4) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の適用を受けて設置された店舗
- (5) 寄宿舍、簡易宿泊所及び下宿

(共同住宅等で各戸検針を実施するための要件)

第4 共同住宅等において各戸検針を実施するための要件は、管理者が特に必要があるものを除き、次に掲げるものとする。

- (1) 共同住宅等の給水装置は、各戸各室独立したもので各戸各室にメーターを設置していること。
- (2) 各戸各室に設置しているメーターの区分が私設メーターにあつては、遠隔指示式メーターで、集中検針ができる集中検針盤を設置していること。
- (3) 各戸各室に設置しているメーターの区分が茨木市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める基準により市が貸与したメーター（以下「公設メーター」という。）にあつては、規程第27条第4項の規定による管理者の承認を受けていること。

2 前項第2号の遠隔指示式メーター及び集中検針盤等の新設、取替え、維持管理のための補修等をしようとする給水装置の所有者は、事前に管理者の指示を受けなければならない。

(申込みの添付書類)

第5 規程第27条第4項に規定する各戸検針及び各戸水道料金等徴収の申込みを行うときは、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。

- (1) 各戸検針及び各戸水道料金等徴収同意書(様式第1号)
  - (2) 私設メーターの設置にあつては、私設メーター(遠隔指示式)取付報告書(様式第2号)
  - (3) 公設メーターの設置にあつては、共同住宅等の市のメーターによる各戸検針実施申込書兼確認書(様式第2号の2)
  - (4) 配管図及び付属設備設置図
- (承認通知)

第6 規程第27条第2項に規定する承認は、「各戸検針及び各戸水道料金等徴収承認通知書」(様式第3号)により行うものとする。

(水道料金等の徴収方法)

第7 水道料金等は、私設メーター又は公設メーター(以下「各戸メーター」という。)を検針し各使用者ごとに、条例第24条に規定する料金と茨木市下水道条例(昭和45年茨木市条例第28号)第19条に規定する下水道使用料(以下「下水道使用料」という。)を合計した金額を徴収する。

2 水道料金等の徴収方法は、口座振替扱いとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、納付通知書扱いとすることができる。

3 受水槽流入側に設置するメーター(以下「親メーター」という。)の検針による使用水量が各戸メーターの検針による合計使用水量を超える場合の親メーターと各戸メーターの合計使用水量差の水道料金等は、前年度の給水原価に当該水量を乗じて得た額に消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税(昭和25年法律第226号)の額に相当する額を加えた額(1円未満の端数は、切り捨てる。)と下水道使用料を合計した金額とし、当該金額を給水装置所有者から徴収するものとする。

(連絡責任者)

第8 連絡責任者は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 第7に規定する水道料金等の納付に関すること。
- (2) 入居者の移動状況及び無届転出等の報告に関すること。
- (3) 受水槽のオーバーフローその他漏水事故等の報告に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか管理者との事務の取次ぎ等に関すること。

(私設メーターの取替え等)

第9 私設メーターの新設及び取替えは、給水装置所有者が行い、その費用を負担しなければならない。

2 公設メーターの取替えは、管理者が行う。

(管理者の免責)

第10 管理者は、受水槽設置の共同住宅等の建造物における受水槽以降の水質の保持、受水槽以降の装置の修繕その他の給水装置の維持管理の責めを負わない。

(届出等の義務)

第11 給水装置所有者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める様式により速やかに管理者に届出又は報告をしなければならない。

(1) 連絡責任者に変更が生じたとき。連絡責任者変更届(様式第4号)

(2) 給水装置所有者に変更が生じたとき。給水装置所有者変更届(様式第5号)

(3) 第9に規定する私設メーターの取替えを行ったとき。私設メーター(遠隔指示式)取替報告書(様式第6号)

(4) 各戸検針及び各戸水道料金等徴収を廃止するとき。各戸検針及び各戸水道料金等徴収廃止届(様式第7号)

(給水装置所有者の承継義務)

第12 給水装置所有者は、第三者に当該装置を譲渡しようとする場合は、円滑な給水装置の管理運営ができるようその給水装置所有者の責任において譲渡先に引き継ぐものとする。

(適用の取消し)

第13 管理者は、給水装置所有者が第4又は第11の規定に違反し、催告してもなおそれが是正されないときは、各戸検針及び各戸水道料金等徴収の適用の取消しをすることができる。この場合において、給水装置所有者に損害が生じても管理者は一切の責めを負わない。

(その他)

第14 この要綱に定めのない事項については、管理者が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際限に実施している各戸メーター点検及び各戸水道料金等の徴収については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の各戸検針及び各戸水道料金等徴収取扱要綱第7第3項の規定は、実施日以後の水道の使用に係る料金について適用し、実施日前の水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、実施日前から継続して使用している水道に係る料金で実施日以後初めて行う点検により算定するものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。



(様式第2号)

私設メーター（遠隔指示式）取付報告書

年 月 日

(報告先) 茨木市水道事業管理者

◇給水装置所有者

住 所

氏 名

印

電話番号

集中検針方式による私設メーター（遠隔指示式）を取り付けましたので、下記のとおり報告します。

記

使用 者 番 号

—

給 水 装 置 場 所

茨木市

共同住宅等の名称

私設メーター（遠隔指示式）

口径

mm（その他

mm）

(様式第 2 号の 2)

年 月 日

(申込先) 茨木市水道事業管理者

給水装置所有者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 ( ) \_\_\_\_\_

### 共同住宅等の市のメーターによる各戸検針実施申込書兼確認書

共同住宅等の市のメーターによる各戸検針を下記のとおり申し込みし、実施にあたり下記事項を確認し、了承いたします。

#### 記

- 1 現在取り付けてある私設メーターを今回の検定満期によるメーター交換の際、新たに市が貸与するメーターを取り付け、貸与したメーターを市が直接検針し、その検針に基づいた水道料金・下水道使用料を各水道使用者に請求する検針を申込みます。
- 2 各階に設置するパイプスペース内等のメーターの検針を行いますので市の職員又は市が委託した検針員が建物内に立ち入ることを許可します。
- 3 申込戸数 戸 (外付属給水栓 )
- 4 適用年月 年 ・ 月分から
- 5 各戸メーター有効期間 年 月まで
- 6 承認の条件  
各戸検針各戸徴収する共同住宅の各戸メーターを計量法に定める満期取替するメーターを公設化する基準
  - (1) 要件
    - 1) 茨木市水道事業給水条例施行規程第 27 条第 4 項の規定及び各戸検針及び各戸水道料金等徴収取扱要綱第 6 に基づき、各戸検針及び各戸徴収の承認を得ていること。
    - 2) 計量法における満期を当該年度中に迎えるメーターに適用する。
    - 3) 公設メーターは、「給水装置工事施行基準」に基づく設置が必要となり、メーター前後への必要な器具類 (止水栓及び逆止弁) の設置、もしくはメーターユニットの設置が可能で、検針及びメーター取替業務に支障がないことを条件とする。なお、取替時にメーター廻りの改造工事が必要な場合、その費用は所有者が全額これを負担するものとする。
  - (2) 適用外
    - 1) 茨木市水道事業給水条例施行規程第 27 条第 1 項の規定に基づく特別料金計算の承認を受けた共同住宅については該当しない。
    - 2) オートロック等で入場のできない場合は、適用外とする。(ただし、オートロックが解除可能な場合は除く)
  - (3) 各戸メーター等の管理
    - 1) 各戸のメーターは所有者が管理する。

(様式第3号)

茨水営第 号  
年 月 日

給水装置所有者

様

茨木市水道事業管理者

各戸検針及び各戸水道料金等徴収承認通知書

年 月 日付け申請の「各戸検針及び各戸水道料金等徴収申込み」については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

- 1 使用者番号 \_\_\_\_\_
- 2 給水場所 \_\_\_\_\_
- 3 申込戸数 \_\_\_\_\_ 戸
- 4 適用戸数 \_\_\_\_\_ 戸 (外付属給水栓 \_\_\_\_\_)
- 5 適用年月 \_\_\_\_\_ 年 ・ \_\_\_\_\_ 月分から
- 6 各戸メーター有効期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月まで
- 7 承認の条件

(1) 水道料金等の徴収

- ①各戸各室の各戸メーターを検針し、水道料金等は各戸各室の使用者から徴収します。
- ②市設置の親メーター水量と各戸メーター合計水量に差が生じた場合の差水料金は、給水装置所有者から徴収します。
- ③水道料金等の徴収方法は、口座振替扱いとします。

(2) 給水装置所有者の責務

- ①親メーター以降の給水装置の維持管理に関する事。
- ②各戸各室の止水栓の管理に関する事。
- ③各使用者からの給水装置等に関する苦情対応に関する事。
- ④水道料金等滞納者の対応に関する事。
- ⑤その他管理者が指示した事項に関する事。

(3) 報告事項

- ①連絡責任者の変更に関する事。
  - ②各戸メーター取替えに関する事。
  - ③漏水事故等の報告に関する事。
  - ④無届転出等の報告に関する事。
- \*以上の事項を遵守されない場合、適用を取消しすることがあります。



(様式第4号)

連絡責任者変更届

年 月 日

(届出先) 茨木市水道事業管理者

使用者番号 \_\_\_\_\_  
給水装置場所 茨木市 \_\_\_\_\_  
共同住宅等の名称 \_\_\_\_\_

◇給水装置所有者

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

連絡責任者を次のとおり変更しましたので、届け出ます。

◇連絡責任者

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_  
就任年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

(様式第5号)

給水装置所有者変更届

年 月 日

(届出先) 茨木市水道事業管理者

使用者番号 \_\_\_\_\_  
給水装置場所 茨木市 \_\_\_\_\_  
共同住宅等の名称 \_\_\_\_\_  
旧給水装置所有者 \_\_\_\_\_

給水装置所有者を変更しましたので、届け出ます。

◇新給水装置所有者

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電話番号 \_\_\_\_\_



